

まちの情報紙・広報

おおよど

Community information of Oyodo

2020

7

No.567

地域おこし協力隊3年目、夢の実現に向けて
大淀町の魅力を日々発見！

地産地消にこだわってます！



7月は差別をなくす強調月間……	2
新型コロナ 新しい生活様式……	4
新型コロナ 支援等の情報……	5
議会だより……	7
町役場 各課直通番号……	8
国民年金保険料免除の申請受付……	12
後期高齢者医療保険料の決定……	14
熱中症にご注意を……	18

認めあい・支えあえる 「人権のまち」づくりを

7月は「差別をなくす強調月間」・「社会を明るくする運動月間」です。本町ではこの月間を、人権侵害を許さず、犯罪のない明るい社会を築くことを確認しあうための期間として位置づけ、啓発活動や町民集会などの取り組みを行います。(今年の町民集会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。)

7月は、差別をなくす強調月間

人は人として認めあう

「自分」はかけがえのない何よりも大切な存在です。それは誰もが同じです。

しかし、差別はこの「大切な自分」を奪ってしまいます。大切な自分を認められないことは残念なことです。差別に気づくことは、人それぞれの「大切な自分」を認めあうことであり、お互いの気持ちを大切にしようことから生じる「感じる心」のことです。人は人として認めあうことを心がけることが必要です。

差別をなくす強調月間を機に、住みよいまちづくりを

住みよいまちとは、人が大切にされるまちです。そして住民同士が認めあい、支えあえるまちです。そこには当然差別は存在しません。このような社会を実現

させるのは住民一人ひとりの意欲と行動です。決して理想で終わらせてはなりません。

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、不安や偏見により、感染者やその家族等への誹謗中傷(ひぼう)やいじめなどの差別的な人権侵害が起きています。

感染症の治療にあたった医療関係者が、周囲からばい菌扱いされる、子どもが保育園への登園自粛を求められる、家族が勤務先から出勤を見合わせるよう指示を受ける、長距離トラックの運転手の子どもが学校から自宅待機を求められるといった事実が報道されています。私たちは、目に見えないウイルスや経験したことのない感染症に不安や恐

新型コロナウイルス感染症に 関連した法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめ等の被害に遭った方からの人権相談を受け付けています。困った時は、一人で悩まず、私たちに相談してください。

法務大臣メッセージ(全文)は、YouTube 法務省チャンネル(<https://youtu.be/RYS00qCxo-0>)をご覧ください。



みんなで被害者を支えるために

大淀町犯罪被害者等支援 条例を制定しました

犯罪に遭った被害者やその家族を支援するために「大淀町犯罪被害者等支援条例」を施行し、支援を行います。



■支援内容

町職員が犯罪被害者などの相談に応じます。暮らしの中での不安や悩みを聞き、利用できる支援など必要な情報の提供や助言を行います。

■犯罪被害者等支援相談窓口

- ・町役場 人権住民課 人権施策推進室
☎0747-52-5542
- ・公益社団法人なら犯罪被害者支援センター
☎0742-24-0783

時間：月～金曜日(祝日、年末年始を除く)
午前10時～午後4時

毎月11日は「人権を確かめあう日」

本町では、県下の市町村とともに、毎月11日を「人権を確かめあう日」と定め、人権を大切にすまちづくりをめざしています。11日に限らず、互いの人権が守られているのか、確かめあいましょう。

れを感じ、遠ざけたいという心理から感染症に関わる人に差別的な行動をとってしまうことがあります。

新型コロナウイルス感染症に感染した人、治療に当たっている医療関係者等に対して不当な差別、偏見、いじめ、誹謗中傷があってはなりません。

不確かな情報や根拠のない話に対しては冷静な判断や行動を心がけてください。

認めあい、支えあえる
人権のまちづくりを



偏見や差別をなくし、社会を明るくするための行動提起

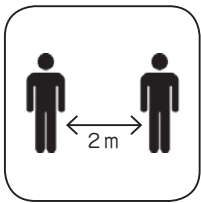
- ① 差別の現実を知ろう。
- ② 人を認めあい、人の気持ちを思いやることを大事にしよう。
- ③ 差別に気づく感性を育てよう。
- ④ 互いに支えあえる人とのつながりを作ろう。
- ⑤ 差別や不合理について指摘しあい、語りあえる人間関係を築こう。

感染拡大予防のために、実践しよう

新しい生活様式

リスクはゼロではない、だから、一人ひとりができることを

基本的な感染対策の例



人との間隔は
2m(最低1m)
の間隔を



マスクは
エチケット



会話時は真正面
を避けて



手洗い・うがい
をしっかりと



こまめに換気を



遊びは屋外で

日常生活の生活様式の例

【買い物】



- 買い物は少人数で空いている時間に
- レジに並ぶときは間隔を開けて
- 電子決済の利用を
- 商品や展示品への接触は控えめに

【働き方】



- テレワークや交替勤務を
- 会議や名刺交換はオンラインで
- 時差出勤で混雑を回避

【娯楽・スポーツ】



- 公園は空いた時間、場所を選ぶ
 - トレーニングは自宅で動画を活用
 - すれ違うときは距離を取る
 - 狭い部屋での長居は控える
- ※ マスクを着用したままの、激しい運動は控えましょう。

【外食】



- テイクアウトやデリバリーを活用を
- 屋内よりも屋外空間で
- 大皿を避けて、料理は個々に
- おしゃべりは控えめに



風邪等の症状がある場合は、
外出自粛を徹底しましょう。

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言は解除されましたが、再度の感染拡大を予防するためには、新しい生活様式に移行していく必要があります。

みなさん、一人ひとりの心がけで感染拡大を予防することができます。
ご協力をお願いします。

最新情報は
町公式サイトから





自立支援医療費受給者証 の更新を延長します

問 町役場 福祉課 ☎0747-52-5523

現在、自立支援医療費受給者証(精神通院医療)をお持ちの人に対し、受給者証の有効期限を1年間に限り、延長します。自動更新のため、更新の手続きは不要です。

※ 変更手続き(住所・保険・医療機関等の変更)は従来どおり必要です。

対象者 次の①②をどちらも満たす人

①現在、自立支援医療費受給者証(精神通院医療)をお持ちの人

②自立支援医療費受給者証の有効期限の終了日が令和2年3月1日から令和3年2月28日までの人



7月・8月の検針分 水道料金(基本料金)を減免します

問 町上下水道部 ☎0747-52-0137

水道料金の基本料金を2か月減免します。申し込みは不要です。令和2年7月および8月の検針分が対象です。

減免額

「使用水量等のお知らせ」の裏面の、基本料金の部分(右図の太枠で囲まれた部分)が0円になります。

※ 下水道料金の基本料金は、今回の減免の対象ではありません。

《お願い》

- メーターはいつも見やすいようにして
- 払戻等の場合は、2〜3日前までにご通知
- メーターボックスの上に物を置かれ場合がありますのでご注意ください。

○水道料金表

用途	口径	水	基本料金	超過料
		量	金額	
用	13mm	5m ³	600円	21~100m ³ まで
	20mm	5m ³	720円	
	25mm	5m ³	1,872円	
一般	30mm	0m ³	2,160円	100m ³ 以上
	40mm	0m ³	4,320円	
	50mm	0m ³	7,320円	
用	75mm	0m ³	16,320円	125円
浴場浴用	100mm	0m ³	口個別基本料+14,000円	1m ³
臨時用	0m ³	0m ³	口個別基本料	1m ³



特定健康診査・後期高齢者健康 診査の受診券を個別発送します

問 町役場 保険医療課 ☎0747-52-5528

40歳以上75歳未満の大淀町国民健康保険の加入者および後期高齢者医療制度の加入者は、県内登録医療機関で健康診査を受けることができます。(受診費用は無料)

希望者には、受診券を発送をします。町役場保険医療課にお問い合わせください。受診券の有効期限は令和3年2月28日までです。

※ 今年度は、毎年5月と6月に発送している特定健康診査および後期高齢者健康診査の受診券の一斉発送を中止しました。



基礎疾患をお持ちの人へ マスクを配布します

問 町保健センター ☎0747-52-9403

マスクバンクに寄せられた寄附を含め、町が保有するマスクを、マスクが必要な町民へ配布しています。(配布は、一人1回限り)

65歳以上で基礎疾患(糖尿病、心臓病、慢性呼吸器疾患など)をお持ちの人にサージカルマスク10枚を配布します。該当する人は保健センターに電話で申し込んでください。

受付開始 7月10日(金)

※ 準備しているマスクがなくなり次第、受付を終了します。



大淀町の店舗・企業の事業者さんをサポート がんばるおおよど！お店応援プロジェクト始動！

問 ・町商工会 ☎0747-52-9555 ・町役場 建設産業課 ☎0747-52-5543

大淀町の店舗・企業を対象に、事業継続支援プロジェクトを発足しました。新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、大淀町で店舗等を維持しようと”がんばる”事業者さんをサポートします。経営相談、資金調達、チラシやウェブサイトなどでの宣伝など、気軽に相談してください。詳しくは、本紙折り込みチラシをご覧ください。





児童手当受給者を対象に 子ども在宅応援金を支給します

☎ 町役場 福祉課 ☎0747-52-5523

児童手当を受給する世帯に対し、経済的負担を軽減するため、児童1人あたり1万円を給付します。

支給対象者

令和2年6月分の児童手当の受給者

※ 特例給付受給者も対象となります。

支給対象児童

令和2年6月分の児童手当が支給される児童

支給方法

町から児童手当の支給を受けている人は、原則、申請は不要です。6月末日以降、児童手当の登録口座へ振り込みをしています。

町から児童手当の支払いを受けていない人(公務員)については、右記を確認してください。

【町から児童手当の支払いを受けていない人(公務員)の手続き】

申請不要

- 所属庁から配付される「令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金」(国制度)の申請書を提出した人

➔7月末日以降、順次国制度の申請書に記載された金融機関の口座に振り込みます。

要申請

- 令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金(国制度)の対象とならない児童手当の特例給付を受けている人

➔申請が必要です。該当する人は、連絡をいただき次第、申請書を送付しますので、必要書類を添付のうえ、申請書を提出してください。

※ 上記の申請期限は、12月28日(月)までです。期限までに申請書の提出がない場合は、給付金(一時金)の支給はできません。

マスクなどの寄付多数

たくさんの方々からマスク等の寄附をいただきました。ご寄付は、町民および教育・医療施設などに提供します。みなさまの温かいご支援に心から感謝いたします。

【大淀町へ寄付いただいたみなさま】 (令和2年6月10日時点・受け付け順)

- 奈良電力株式会社(御所市)
代表取締役 山本 譲二 様
サージカルマスク 1,300枚
- 株式会社フクモト(東吉野村)
代表取締役 福本 哲也 様
消毒液500mL ボトル・シャワーポンプ 100本
- 株式会社カワモトプレジャーグループ 様(北野)
フェイスシールド 100個
- 奈良県市町村振興協会 様(橿原市)
サージカルマスク 100枚
- 吉村 英雄 様(桧垣本)
サージカルマスク 1,000枚
- 時田 博文 様(越部)
弱酸性次亜塩素酸水 20L 1本
弱酸性次亜塩素酸水ボトル入り300mL スプレーボトル 大9個・小6個
- 泉 紗希 様(大阪府堺市)
サージカルマスク 50枚
- 舟ヶ崎 晴美 様(五條市)
サージカルマスク 49枚
- 奈良県猟友会大淀支部 様
サージカルマスク 52枚
- その他 匿名
手作りマスク(2件) 562枚
布マスク(4件) 1,346枚
サージカルマスク(2件) 44枚
現金寄附(1件) 50,000円



議会だより

令和2年町議会 第2回定例会

令和2年町議会第2回定例会が、6月5日(金)から6月15日(月)まで開かれました。審議結果は次のとおりです。

審議結果

専決処分の報告

- 専決処分の承認を求めること
について(令和2年度大淀町一般会計補正予算(第2号))【承認】
- 専決処分の承認を求めること
について(令和2年度大淀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号))【承認】
- 専決処分の承認を求めること
について(令和2年度大淀町水

道事業会計補正予算(第1号))【承認】

予算の繰越等の報告

- 令和元年度大淀町一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 令和元年度大淀町病院事業清算特別会計継続費繰越計算書の報告について
- 令和元年度大淀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 令和元年度大淀町水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 令和元年度大淀町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 令和元年度大淀町土地開発公社決算書及び令和2年度大淀町土地開発公社計画書の報告について
- 令和元年度有限会社吉野路大淀振興センター決算書及び令和2年度有限会社吉野路大淀振興センター予算書の報告について

条例の一部改正

■大淀町税条例の一部を改正する条例【可決】

その他

- 副町長の選任について【同意】
- 大淀町農業委員会の委員の任命及び委員の少なくとも4分の1を認定農業者等とする事との同意について【同意】
- 動産の買入れに係る財産の取得について【可決】

【副町長に中村吉成氏が再任】

令和2年6月30日に任期満了となる大淀町副町長に中村吉成氏が再任されました。
任期は令和2年7月1日から令和6年6月30日までです。



教えてほっと
介護保険

介護保険料(年額)の
決定通知書について

65歳以上の人(第1号被保険者)に、今年度の介護保険料決定通知書を7月上旬に送付します。
この通知書は、今年度における介護保険料の納付金額(年額)や納付方法などのお知らせですので、必ず確認してください。

「負担割合証」の送付について

要介護(要支援)認定を受けている人および総合事業の事業対象者全員に、介護保険負担割合証を7月下旬に送付します。
介護サービスを利用するとき、被保険者証と負担割合証の2枚を併せてサービス提供事業所や施設へ提示してください。

問 町役場 長寿介護課

☎ 0747-52-5530

町役場 各課直通番号のお知らせ



電話での問い合わせをスムーズに対応するため、各課への直通電話番号を設置しました。

※ 町役場の業務時間(午前8時30分～午後5時15分)以外の緊急時には代表番号(☎0747-52-5501)におかけください。

課名	主な業務内容	番号
総務課(代表番号)	人事、選挙、庁舎管理、入札、防災など	0747-52-5501
議会事務局	議会の予算等の管理、会議や委員会の処理報告など	0747-52-5564
企画政策課	交通政策、広報関係、地域振興、統計調査など	0747-52-5517
財務課	財政計画、予算編成・執行、会計事務など	0747-52-5513
税務課	町税等の収納、証明・賦課、納税相談など	0747-52-5511
福祉課	障害者福祉、生活保護、児童福祉など	0747-52-5523
保険医療課	国民健康保険、後期高齢者医療、福祉医療など	0747-52-5528
長寿介護課	高齢者福祉、高齢者支援、介護保険など	0747-52-5530
健康増進課 (保健センター)	保健予防、母子健康事業、地域医療など	0747-52-9403
人権住民課	戸籍、住民基本台帳、印鑑登録、国民年金など	0747-52-5538
人権施策推進室	人権啓発、町営・改良住宅管理など	0747-52-5542
建設産業課	道路・河川の管理、農業等の振興、都市計画など	0747-52-5543
環境整備課	環境保全、環境衛生、町営斎場、公園墓地など	0747-52-5548
学務課	教育委員会事務局、学校の組織編制など	0747-52-1522
社会教育課	社会教育団体活動支援、生涯スポーツ振興、人権教育など	0747-52-5549
文化振興課	文化活動事業、文化会館・町立図書館の運営など	0747-54-2110
上下水道部 業務課	上下水道業務総合調整、財政・資産計画など	0747-52-0137
上下水道部 施設課	浄水・取水・配水管管理、下水道管理など	0747-52-0137



大淀町ふるさと応援寄附金

5月中に次のみなさまから寄附をいただきました。

匿名 1名様 50,000円

他 54名様

みなさまの熱い想いを実現できるように、大切に活用させていただきます。

今後も変わらぬ応援をお願いいたします。

2020年 工業統計調査 ご回答のお礼

6月1日を基準日として工業統計調査を実施しました。今回の調査対象であった製造事業所のみなさん、調査票のご記入・ご提出ありがとうございました。

調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策のための基礎資料となります。結果の公表は、令和3年2月ごろから経済産業省のホームページで順次行われる予定です。

☎ 町役場 企画政策課 ☎ 0747-52-5517



駐車場等では 花火・車両放置は禁止です

☎ 町役場 社会教育課 ☎0747-52-5549



グラウンド・駐車場の使用について いま一度、ご確認ください

大淀健民運動場・北野運動場・旭ヶ丘運動場・平畑運動公園などのグラウンドおよび駐車場でのご利用について、マナーとルールを守って利用してください。みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

花火の禁止

花火の使用は大変危険ですのでやめましょう



花火の使用は、公園や近隣の家屋等への火災や煙・臭いの被害、騒音など、近隣住民に迷惑をかけるとともに、非常に危険なため、禁止しています。

車両放置の禁止

目的外利用の駐車はしないでください



運動場および公園の駐車場は、利用者のためのものです。施設を利用する目的以外の駐車はしないでください。



ごみは各自で持ち帰りましょう

自分のごみは自分で持ち帰りましょう。たばこの吸い殻や空き缶のポイ捨ては絶対にやめてください。

新型コロナウイルス感染症に関する運動場等の公共施設の利用について



三密回避

感染防止対策を行い、利用条件を設けたうえで、施設利用を再開しています。

施設利用にあたっては、サービスの制限や使用人数等の条件が異なりますので、使用の際には、町ホームページで確認するか、電話で問い合わせてください。みなさんには、施設利用および感染防止対策にご協力をお願いします。

最新の施設情報は
町公式サイトから



令和元年度

情報公開・個人情報保護制度の運用状況を公表します

問 町役場 総務課 ☎ 0747-52-5501

情報公開制度

情報公開制度は、町が保有する町制情報を具体的に明らかにすることで、町民のみなさんへの説明責任を果たし、公正で開かれた町政運営を保障していくための制度です。

情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要です。町政情報は開示することが原則ですが、個人に関する情報など、開示できないものもあります。実施機関の決定内容については、不服申し立てをすることができます。

<実施機関に対する不服申し立てがあった場合>

実施機関に対する不服申し立て → 町情報公開・個人情報保護審査会に諮問 → 審査会による審査
→ 審査会の答申を受けて実施機関が不服申し立てに対する決定を行う

●令和元年度の情報公開の請求件数は、下記のとおりです。

	請求内容	決定内容	公開拒否事由	不服申し立て	実施機関
1	有限会社吉野路大淀振興センター決算書(平成21年度、平成29年度、平成30年度)および同予算書(平成31年度)	全部開示	—	なし	町長
2	65歳以上(5歳きざみ)の単身世帯数および男女別が分かる書類	非開示	⑩	なし	町長
3	令和元年度大淀町一般会計補正予算(案)第2号	全部開示	—	なし	町長
4	大淀町財政計画における各種団体補助金の削減の対象団体名と令和元年度の補助金額が分かる書類	全部開示	—	なし	町長
5	地区別の町有土地(1000㎡以上)が分かる書類	部分開示	②③	なし	町長
6	教育委員会定例会議事録(令和元年9月25日)	全部開示	—	なし	教育委員会

②：条例第7条第2号(個人に関する情報) ③：条例第7条第3号(法人に関する情報)

⑩：条例第10条(不存在文書) ※ 条例とは、大淀町情報公開条例のことをいいます。

個人情報保護制度

個人情報保護制度は、町が保有する個人情報の適正な管理やルールを定め、町が保有する個人情報に対する本人の開示などを請求する権利を明らかにし、個人の権利利益などの保護を図るための制度です。

●令和元年度の保有個人情報開示請求件数は、下記のとおりです。

	請求内容	決定内容	公開拒否事由	不服申し立て	実施機関
1	死亡診断書の写し	部分開示	②	なし	町長
2	〇年〇月〇日障害支援区分変更認定通知書に関わる障害支援区分認定調査票(〇〇〇〇)	部分開示	②	なし	町長

②：条例第14条第2号(個人に関する情報) ※ 条例とは、大淀町個人情報保護条例のことをいいます。

7月1日から開始

国民年金保険料免除の申請を受け付けます

年金手帳

☎ ・大和高田年金事務所 ☎ 0745-22-3531 ・町役場 人権住民課 ☎ 0747-52-5538

令和2年度分(令和2年7月～令和3年6月分)の国民年金保険料の免除にかかる申請受付を7月1日(水)から開始しています。経済的な理由などで国民年金保険料を納めることが困難な場合、申請により保険料の納付が免除・猶予されます。また、新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除についても受付しています。(本人、配偶者、世帯主の所得制限があります。)

▶ 申請に必要なもの

- ①国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 - ②基礎年金番号またはマイナンバーのわかるもの
 - ③離職・退職した人は、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写し
- ※ 離職・退職した人のうち、共済組合加入者であった人は退職辞令書の写しが必要です。

▶ 申請先

住民登録している市区役所・町村役場または年金事務所

- ※ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、郵送による申請を利用してください。各申請書は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)からダウンロードできます。
- ※ 郵送による申請で、申請書にマイナンバーを記載した場合は、免許証やマイナンバーカードのコピーなどの本人確認書類を添付してください。

▶ 注意事項

- ①所得要件の審査は、市町村民税の申告内容をもとに行います。所得申告を忘れずに行ってください。
- ②継続免除申請を利用して承認を受けている人は、申請は不要です。
- ③保険料の免除を受けず保険料が未納のまま、万一、障がいや死亡などの不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族年金が受けられない場合がありますので、すみやかに申請してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により保険料の納付が困難な場合の免除申請

対象者(以下①②のいずれにも該当する人)

- ①令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと
 - ②令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、国民年金保険料の免除基準相当(※)になることが見込まれること
- ※ 当年中の所得見込み額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用されます。

対象期間

令和2年2月分以降の国民年金保険料

提出書類

【学生以外】

- 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
 - 所得の申立書(臨時特例用)
- ※ 令和2年2月分から申請する場合は、①令和2年2月～6月分、②令和2年7月～令和3年6月分の申請書と申立書の提出が必要です。

【学生】

- 国民年金保険料学生納付特例申請書および学生証の写し
 - 所得の申立書(臨時特例用)
- ※ 令和2年2月分から申請する場合は、①令和2年2月～3月分、②令和2年4月～令和3年3月分の申請書と申立書の提出が必要です。

福祉医療助成制度

☎ 町役場 保険医療課 ☎0747-52-5528

受給資格証の更新手続きをしてください

町では、子ども、心身障がい者、ひとり親家庭の人等に対する医療費の助成を行っています。受給資格証の更新が必要な人には、7月中旬に案内文書と書類を送付します。必要事項を記入し、町役場保険医療課に提出してください。申請後に所得の確認を行い、新しい受給資格証を交付します。

なお、本町に住所を有する健康保険の加入者で、それぞれの制度の要件を満たし、申請がまだの人は、町役場保険医療課へ申請してください。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、返信用封筒(切手不要)を同封しますので、郵送での提出にご協力ください。



子ども医療費助成制度の受給資格者は、申請時から対象期間満了までのものを交付しているため、今回の更新手続きは必要ありません。

医療費の助成方法

医療機関窓口(病院、薬局、柔道整復施術所)では、健康保険証と受給資格証を受診の都度必ず提示してください。

➡ 医療費助成対象者(未就学児以外)は、医療保険の自己負担額を一旦支払ってください。

約3か月後に一部負担金を差し引いた助成金を登録口座へ振り込みます。

➡ 未就学児の場合は、一部負担金のみ支払いをしてください。

保険適用外の費用、入院時の食事負担などは助成の対象にはなりません。

県外で受診した場合は申請が必要です。町役場保険医療課へ領収書を持参してください。

医療機関の窓口での支払いが困難な場合は、相談してください。

保育所、幼稚園、小学校、中学校でのけがについては、各校園等において加入している日本スポーツ振興センター災害給付制度での給付となり、福祉医療費助成の対象外となります。該当する場合は、学校、園等へ申し出てください。

助成制度名	対象者	一部負担金
乳幼児医療	0歳児～義務教育就学前までの乳幼児	通院：1医療機関につき1か月500円
子ども医療	小中学生	◆小・中学生は1医療機関につき1か月1,000円
心身障害者医療	1歳以上75歳未満で1・2・3級の身体障害者手帳または A1・A2判定の療育手帳を所持している人	入院：1医療機関につき1か月1,000円
ひとり親家庭等医療	ひとり親家庭の親と18歳未満の児童およびこれに準じる人	◆14日未満の入院の場合は1医療機関につき1か月500円
重度心身障害老人等医療	65歳以上の後期高齢者医療制度に加入している1・2・3級の身体障害者手帳またはA1・A2判定の療育手帳を所持している人およびひとり親家庭等医療費助成制度に該当する人	※ 身体障害者手帳3級の人への助成は、医療費の自己負担額から一部負担金を差し引いた残りの半分が助成されます。

令和2年度の

後期高齢者医療保険料が決定しました

☎ 町役場 保険医療課 ☎0747-52-5528

被保険者のみなさんに、令和2年度後期高齢者医療保険料の決定通知書を送付します。(一世帯分の通知書を同一封筒にまとめて送付します。)

保険料は特別徴収(年金天引き)または普通徴収(納付書または口座引落)により納付してください。普通徴収の期別は、第1期(7月末)から第8期(翌年2月末)の8回です。

※ 月末が土・日曜日、祝日となる場合は、翌月初めの平日が納期限となります。



新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、山林収入、不動産収入、給与収入の減少が見込まれるときは、保険料の減免を受けることができる場合がありますので、町役場保険医療課まで相談してください。

令和2・3年度の保険料計算方法

$$\begin{array}{c} \text{1人あたりの年間} \\ \text{保険料} \\ \text{(限度額64万円)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{均等割額} \\ \text{48,100円} \end{array} + \begin{array}{c} \text{所得割額} \rightarrow \text{前年所得に基づき算出} \\ \text{基礎控除(33万円)後の総所得金額} \times 9.41\% \end{array}$$

保険料(年間)は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額になります。(100円未満切り捨て)

◆保険料の軽減措置

世帯主と同一世帯内の被保険者の総所得割額に応じて、均等割額が軽減されます。

「基礎控除(33万円)を超えない世帯のうち、世帯内の被保険者全員が年金収入80万円以下で、その他各種所得がない」世帯

➡ 7割軽減 ※1

上記の世帯を除き、「基礎控除33万円」を超えない世帯

➡ 7.75割軽減 ※2

「基礎控除33万円+28.5万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

➡ 5割軽減

「基礎控除33万円+52万円×世帯の被保険者数」を超えない世帯

➡ 2割軽減

※ 上記の軽減措置を受けるには、税法上の申告義務がない人(障害年金、遺族年金等受給者、被扶養者および所得のない人)であっても、町役場税務課窓口で所得の申告をする必要があります。

※1 令和2年度は、8割から本則の7割軽減に改正されました。

※2 本来は7割軽減ですが、特例措置の見直しにより令和2年度は7.75割軽減になります。

被用者保険の被扶養者であった人に対する軽減措置

後期高齢者医療制度に加入する日の前日に、会社の健康保険や共済組合等の被扶養者であった人は、新たに保険料負担が生じることとなります。

このため、緩和措置として被保険者となる月から2年間、均等割額が5割軽減されます。

※ 軽減措置は、7割、7.75割軽減対象を優先します。

◆後期高齢者医療保険の保険証を更新します

現在お持ちの保険証は、有効期限が令和2年7月31日です。8月1日から使用していただく保険証を7月20日ごろ簡易書留で郵送します。

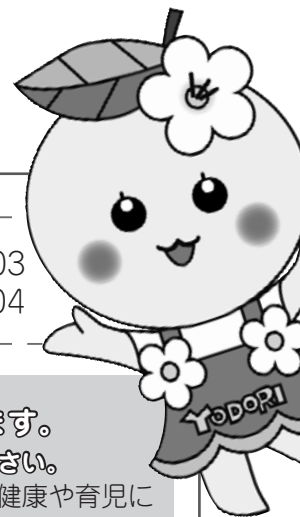
8月1日以降医療機関にかかるときは、有効期限が「令和3年7月31日」となっていることを確認のうえ、新しい保険証を提示してください。

なお、有効期限の切れた保険証は、町役場保険医療課へ返却していただくか、ハサミで裁断するなど、個人情報に注意して処分してください。

※ 保険証は広域連合から一括で発送するため、被保険者一人ひとりに郵送されます。



▲後期高齢者医療保険の保険証(見本)



けんこうガイド

☎ 町保健センター 0747-52-9403
(健康推進課) FAX 0747-52-9404

母子健康手帳等の交付について

母子健康手帳・妊婦健康診査補助券は町保健センターで交付しています。
※ 郵送で交付しますので、妊婦本人が電話で申請してください。

健康相談は個別日程で対応します。

※ 前もって電話などで連絡してください。
[乳幼児] 身体計測や、保健師・栄養士による健康や育児についての相談を行います。
[成人] 尿検査、血圧測定、禁煙相談(要予約)、保健師や栄養士による健康についての相談を行います。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部保健事業を変更して実施しています。詳しくは、広報おおよど6月号折り込みチラシ「町保健事業予定表(修正版)」を確認してください。なお、今後の状況により再度変更となる場合があります。詳しくは、町保健センターに問い合わせてください。

母子保健

健康診査・予防接種の料金は無料です。対象児にはお知らせ・予診票を送付します。

●子どもの健康診査・離乳食講座(受付順)

	実施日・受付時間	対象誕生年月日
3～4か月児健康診査	8月24日(月)・午後1時15分	令和2年3月23日～令和2年5月24日
9～10か月児健康診査	8月24日(月)・午後0時45分	令和元年9月23日～令和元年11月24日
1歳6か月児健康診査	7月29日(水)・午後1時15分～午後2時	平成28年9月1日～平成29年1月29日
モグモグ離乳食講座	8月6日(木) 詳細は個別で通知します。	令和元年12月1日～令和元年12月31日

※ 健康診査は町文化会館ひだまりホールで、モグモグ離乳食講座は町保健センターで行います。

●予防接種(予約制) ※3日前までに町保健センターへ予約してください。

予防接種名	実施日	前の対象で受けていない子
みずぼうそう	受付時間 ①午前9時40分～午前10時50分 ②午後1時10分～午後2時20分	1歳から3歳未満の子
不活化ポリオ		3種混合を接種し、不活化ポリオ(計4回)を規定回数終了していない子
麻しん風しん 混合	①・②7月10日(金)・17日(金)・8月3日(月)	1歳から2歳未満の子
		就学前の年長児
日本脳炎	①・②7月10日(金)・17日(金)・8月3日(月) ②7月30日(木)・31日(金)・8月7日(金)	3歳～7歳6か月未満の子
	②7月30日(木)・31日(金)・8月7日(金)	・小学4年生～13歳未満の子 ・高校1年生～20歳未満で、第2期の接種を受けていない人
3種混合Ⅱ期 (2種混合)	①7月20日(月)・21日(火)・30日(木) 7月31日(金)・8月7日(金)	小学6年生～13歳未満の子

- ※ 転入された人は、以前に受けた予防接種の種類・回数等の連絡をお願いします。
(連絡がない場合は、予防接種の案内ができない場合があります。)
- ※ 場所は町保健センターです。

成人保健

●**集団検診（要予約・先着順）** 申し込み、検診の詳細内容は町保健センターまで問い合わせてください。

検診・内容	実施日・受付時間	対 象	場所・料金	定 員
乳がん検診 (視診・触診・問診・ 乳房X線撮影)	2月26日(金)までの 毎週火・金曜日(祝日を除く) 午後1時	満40歳以上の町民(女性) ※ 令和元年度に受診した 人は今年度は対象になり ません。	南奈良総合医療センター 【満40～49歳】1,000円 【満50～64歳】900円 【満65歳以上】200円	火曜日 4人 金曜日 3人

●**個別検診** 胃がん検診・子宮頸がん検診・乳がん検診は個別検診も実施しています。医療機関で個別に受診するための受診票を発行しています。詳しくは、町保健センターへ問い合わせてください。

※ 南奈良総合医療センターでの、検診業務が一時中止されていましたが、7月1日(水)から再開しています。検診を希望する場合は、町保健センターに申し込んでください。

【41歳～57歳生まれの男性の風しん予防接種】

対象者は41～57歳（昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれ）の男性で、場所は町保健センターです。

実施日・受付時間	受付時間	備考
7月10日(金) 7月17日(金) 8月3日(月)	①午前9時40分～ 午前10時50分 ②午後1時10分～ 午後2時20分	予防接種は抗体検査の結果、陰性(免疫がない)の人が対象となります。平成26年4月以降に抗体検査を受け、結果記録を持っている人は、抗体検査を受けずに予防接種を受けることができます。



「たばこをやめたいけどやめられない…。」こんな悩みをお持ちの人、また家族や友人に禁煙を勧めたいと考えている人を対象に禁煙教室を開催します。
「やめたいな」という気持ちがあれば、たばこをやめられる方法があります。

今回の禁煙教室は、肺年齢測定や、理学療法士による呼吸リハビリテーションも取り入れて実施します。呼吸リハビリテーションを行うことで、息切れ(呼吸困難感)を軽減させることができます。みなさんで禁煙の方法や肺の健康について学んでみませんか。



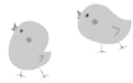
実施日	実施内容
9月13日(日) 午前9時30分～正午	<ul style="list-style-type: none"> 禁煙方法について(保健師、栄養士の話) 呼吸機能について(理学療法士の話と実技) 「COPDと運動障害の関係」 肺年齢測定 など
10月25日(日) 午前9時30分～正午	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸機能について(理学療法士の話と実技) 近況報告会
11月29日(日) 午前9時30分～正午	<ul style="list-style-type: none"> 呼吸機能について(理学療法士の話と実技) 卒煙式

定員10人
定員になり次第
締め切ります！

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によって、日程や実施内容に変更が生じる場合があります。ご了承ください。

禁煙川柳・禁煙ポスターを募集しています。詳しくは本紙22ページをご覧ください。

きてみて！幼稚園



うがい・手洗いをしっかりとし、風邪を引かないように気を付けましょう。

活動報告



大淀東部幼稚園

お誕生会をしました。一つ大きくなったことをみんなで祝いましたよ！

大淀西部幼稚園



幼稚園が始まり、みんなで作ったこいのぼりの中をくぐって遊んだよ！

わくわくルーム再開します

対 内 時 申 込 み	象 容 問	就学前の乳幼児 幼稚園見学・季節の遊び 午前10時～午前11時 2日前までに各幼稚園まで電話か メールでお申し込みください。
----------------------------	-------------	----------------------------------------------------------------------------



マスクを着用し、感染症対策をしてお越しください。

町立大淀西部幼稚園

7月16日(木)
☎0745-67-1766
📍大淀町今木779-4
✉seibu-you@town.oyodo.lg.jp

町立大淀東部幼稚園

7月16日(木)
☎0746-32-0264
📍大淀町中増61-2
✉toubu-you@town.oyodo.lg.jp

☆両園ともに、園庭開放も行っています☆
毎週火曜日 午後2時～午後3時

子育てサークルちびっこランド

大淀町地域子育て支援センターは、子育て中の保護者の心身のリフレッシュや相談業務などを行い、育児をサポートしている施設です。

今月は新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、以下の取り組みを実施して活動します。

- 各活動につき親子5組の予約制、午前・午後の2部制とします。
- ※ 参加希望日の前日までに電話で申し込んでください。(電話受付は平日の午前9時～午後2時)
- 活動時間
 - ・1部 午前10時～午前11時30分
 - ・2部 午後0時30分～午後2時
- ※ 自由開放日の室内利用については、当日電話で確認してください。

- 場 所
地域子育て支援センター
- 持 ち 物
飲み物、タオル、参加費、各活動に必要な物
- 育児相談
育児相談は随時受付をしています。希望者は、延明保育園に申し込んでください。

7月・8月(前半)のスケジュール

- 赤ちゃんクラス
(3か月～1歳3か月のお子さんとその保護者)
7月14日(火) お水あそび
28日(火) ベビーマッサージ
8月4日(火) 手形・足形アート制作
- ちびっこクラス
(1歳3か月以上のお子さんとその保護者)
7月20日(月) 新聞あそび
29日(水) お水あそび
8月4日(火) ボディペインティング
～絵の具で遊ぼう！～

参加前には検温とアルコール消毒をし、マスクの着用をお願いします。





森川 武さんが旭日双光章を受章

森川武さん(越部)が、令和2年春の叙勲で旭日双光章(選挙管理事務功労)を受章されました。森川さんは、昭和57年に町選挙管理委員会委員に就任されて以来、36年の長きにわたり、公正な選挙の実現に尽力されました。うち平成6年から平成14年までおよび平成22年から平成30年までの通算16年間は町選挙管理委員会委員長として、多様な有権者のニーズに応えるため、投票・開票事務の改善充実に貢献されました。

森川さんは受章に際し、「このような大きな章をいただき、非常に恐縮しています。」と話されました。



▲受章された森川さん

出合 祥高さんが瑞宝双光章を受章

出合祥高さん(土田)が、瑞宝双光章を受章されました。出合さんは、昭和49年に町消防団に入団されて以来、45年間、町消防団員として地域住民の安全のために努めて来られました。また、平成25年6月からは、消防団長として団員の先頭に立ち、消防組織の強化や団員の指導育成、技術向上に尽力されました。

出合さんは受章に際し、「このような荣誉ある章を受章することができ、心より感激しております。団員のみなさん、消防団活動を理解してくれた家族のおかげであると感謝しております。今後も、大淀町の安全と安心を願っております。」と話されました。



▲受章された出合さん

知原 一三さんが厚生労働大臣特別賞を受賞

知原一三さん(下刈)が、厚生労働大臣特別表彰を受賞されました。知原さんは、平成14年に町民生児童委員に就任されて以来、18年間、地域の社会福祉に尽力されました。高齢者の配食サービスを通して、人の命を助けられる立場にあることを実感したと、これまでの活動にやりがいを感じてこられました。

知原さんは表彰に際し、「大変ありがたいことと感じております。助けが必要な人を支えたい、住民の楽しい生活の助けになればと思い、これまで民生児童委員を続けてまいりました。」と話されました。



▲受賞された知原さん

田んぼアートでまちおこし 大淀いきいきプロジェクト

6月6日(土)、大淀町のまちおこしを目的として発足した、地域おこしグループ「大淀いきいきプロジェクト」によって、中増で田んぼアートを制作しようと田植えが行われました。

このプロジェクトは、ま^{にぎ}ちに新たな賑わいをつくろうと有志が集まり始動されたもので、まちおこしの第一弾として田んぼアートが行われました。

代表の安川光平さんは、「人々がわくわくする事業を展開することで、関係人口を増やして、少しでも大淀町の活性化につなげればよいと思います。」と話されました。



▲プロジェクトメンバーによる田植えの様子

Library information

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、図書館の利用サービスが変更となる可能性があります。詳しくは、町ホームページをご覧ください。町立図書館まで問い合わせてください。

当分の間、図書館は、図書の倍貸し10冊4週間を行っています。なお、7月のおはなし会・大人のための朗読会は中止します。



7月 図書館カレンダー July 2020

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	1
2	3	4	5	6	7	8

文化会館・図書館ともに休みの日
 図書館が利用できない

町立図書館 ☎ 0747-54-2120

7月7日は、七夕。織姫と彦星が年に1度だけ会える日です。梅雨のさなかですが、夜空を見上げて輝く星々に癒されてみてはいかがでしょうか。



「たなばたのねがいごと」

作 / 村中 李衣 世界文化社

幼稚園で短冊に書く願いを考えた子どもたち。「本当にすてきな願いごとは…」という先生のお話を聞いたあおいが七夕の短冊にこめた願いとは。



「ねがいごと」

著 / 田丸 雅智・廣嶋 玲子 静山社

一年に一度しか会えない織姫と彦星を思って少年が願ったのは、星座の席替え。その夜を境に夜空の星座がいつせいに動き出し…。



「星球」

著 / 中澤 日菜子 講談社

戦争中に引き裂かれたある恋の物語を綴る「七夕の旅」のほか、一筋縄にはいかないけれど、希望の星が輝くような恋愛短編集。



「日本の星空ツーリズム」

編著 / 縣 秀彦 緑書房

天文の専門家が日本の星空についての「観方」「行き方」「楽しみ方」を教えます。さらに星空初心者役に役立つ情報も紹介。

English Lesson

Teresa



今月のフレーズ

"The ball is in your court."
あなた次第、あなたが決める番

Katherine



今月のフレーズはテニスに由来しています。ボールが相手のコートにあるとき、ボールを打つのは相手側です。転じて、事の成り行きは相手次第、という状況に使われます。

Examples(例)

A: I was accepted by both schools, but which one should I choose?

私はどちらの大学にも合格しましたが、どちらを選ぶべきでしょうか。

B: I don't know but "the ball is in your court".

分からないよ。でも結局は、あなた次第だよ。

16 地域おこし協力隊通信



情報発信担当

とがり だいき

「外狩 大樹です /
今木にあるバラ園を
取材しました！」

今木 simple rose garden は、中村常雄さんのこだわりが詰まったバラ園です。テレビや新聞にも多数取り上げられており、県外からもたくさんのお客さんが訪れます。500株を超える色とりどりの美しいバラを楽しむことができます！



☎ 地域おこし協力隊

✉ oyodo_kyouryokutai@yahoo.co.jp

① お知らせ

**マイナンバーカード
休日臨時交付窓口(予約制)**

7月の開設日時

7月11日(土)、12日(日)

8月の開設日時

8月8日(土)、23日(日)
各日、午前8時30分～正午

7月の開設日について

広報おおよど6月号で
お知らせしていた開設日
が変更になりました。

【変更前】 7月26日(日)

【変更後】 7月12日(日)

マイナンバーカードの申請
を行い、受け取りが可能と
なっている人で、町役場開庁
時間内に来られない人に、休
日臨時交付窓口を開設してい
ます。

予約は受け取り希望日直前
の金曜日の午前中までに、町
役場人権住民課までご連絡く
ださい。予約がなご日は窓口
を開設しません。

※ マイナンバーカードの申
請等(は)行え(ま)せん。

町役場 人権住民課

☎ 0747-52-5538

② 自筆証書遺言書の保管
制度がスタート

令和2年7月10日(金)か
ら、全国の法務局で自筆証書
遺言書保管制度の利用が開始
されます。

自筆証書遺言を法務局で保
管することにより、遺言書の
紛失や改ざんの恐れがなくな
るほか、家族が遺言の有無を
確認できるようにもなりま
す。

本制度について、詳しくは
ホームページを確認するが、
問い合わせてください。

・制度に関する概要について
は、「法務省 遺言書保管
制度」で検索してください。

・申請手続きの事前予約につ
いては、「法務局 手続案
内予約」で検索してくださ
い。

町 奈良地方法務局供託課

☎ 0742-23-5456

・奈良地方法務局五條支局

☎ 0747-22-2484

HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html

③ 募 集

禁煙川柳・禁煙ポスター
を募集します

町保健センター(健康増進
課)では、禁煙支援や受動喫
煙防止の啓発を目的に、禁煙
をテーマとした川柳とポス
ターを募集しています。優秀
作品は、禁煙支援・受動喫煙
防止の啓発に使用します。ま
た優秀賞には、表彰状と記念
品を授与します。

【禁煙川柳】
募集内容

禁煙支援や受動喫煙防止に
関する五七五調の川柳

※ 作品は1人2句まで、未
発表のものに限ります。

募集対象 町民

募集方法

応募箱もしくはメールでの

提出

① 応募箱

町保健センター内に設置し
ている専用応募箱と応募用紙
にて提出してください。

② メールの場合

・作品、氏名、ペンネーム(氏
名の公表を希望しない場
合)、住所、職業、電話番号、
メールアドレスを記入し、
町保健センター宛に送信し
てください。

・件名に「川柳応募」と必ず入
力してください。

・応募後、町保健センターか
ら受信確認のメールを送信
します。町保健センターか
らのメールが確認でき次第

応募手続き完了とします。

募集期限

9月1日(火)

【禁煙ポスター】
募集内容

募集方法

「たばこによる健康被害」、「た
ばこ環境」等に関するポ
スター

※ 作品は1人2点自作のも
のに限ります。

募集対象 町民

募集方法

応募作品を町保健センター
に提出してください。

応募様式

四つ切り画用紙(38センチ
メートル×54センチメー
トル)を使用し、メッセージを
入れてください。

募集期限

9月1日(火)

町保健センター

(町役場 健康増進課)

☎ 0747-52-9403

FAX 0747-52-9404

HP hoken-sen@town.oyodo.lg.jp

oyodo.lg.jp





電話案内

町役場	0747-52-5501
上下水道部	0747-52-0137
教育委員会	0747-52-1522
中央公民館	0747-52-1524
保健センター	0747-52-9403
児童センター	0747-52-8319
桜ヶ丘総合センター	0747-52-5402
旭ヶ丘総合センター	0746-32-5189
杉本記念文化センター	0746-32-2489
平畑体育館	0747-52-6234
文化会館	0747-54-2110
図書館	0747-54-2120
南奈良総合医療センター	0747-54-5000
南和広域美化センター	0747-52-3253
社会福祉協議会	0747-52-1941
地域包括支援センター	0747-52-7760
大淀消防署	0747-52-1199
吉野警察署	0747-53-0110
道の駅吉野路大淀iセンター	0747-54-5361
健康づくりセンター	0746-34-5501
シルバー人材センター	0747-54-5522
高齢者ふれあい活動センター	0747-54-5533
パークゴルフ場	0745-67-0543

Jアラートの全国一斉 情報伝達訓練を実施します

8月5日(水)
午前11時ごろ

全国瞬時警報システム(Jアラート)から送られてくる国の緊急情報を防災行政無線と半固定局を用いて、情報伝達訓練を実施します。みなさんのご理解とご協力をお願いします。

訓練内容 町内 77 か所の屋外拡声スピーカーから訓練放送が流れます。

問 町役場 総務課 安全対策推進室 ☎0747-52-5501

火遊び・花火による火災に注意

夏は、花火のシーズンです。取り扱い上の不注意から毎年火災が発生しています。素敵な思い出にするためにも以下のことに注意しましょう。



⚠ 注意事項

- ①子供だけで花火をしない。
- ②周りに燃えやすい物がないか確認する。
- ③水バケツを準備して確実に火を消す。
- ④風の強い日はしない。



問 奈良県広域消防組合 大淀消防署 ☎0747-52-1199
※ 119番通報は橿原市の消防本部に繋がります。

Q&A 相談

●人権相談

日 午前9時～午後4時
(土・日曜日、祝日を除く毎日)
所 大淀町役場
問 大淀町役場人権施策推進室
☎0747-52-5542

●教育相談(要予約)

日 火～金曜日
午前10時～午後4時
所 大淀町役場適応指導教室
問 大淀町役場適応指導教室
☎0746-34-5016

●心配ごとと合同相談

日 毎月第2・第4水曜日
午後1時～午後3時
所 大淀町役場
問 大淀町社会福祉協議会
☎0747-52-1941

●消費生活相談

日 毎週木曜日
午後1時～午後4時
所 吉野町役場
問 吉野町役場町民課
☎0746-32-3081

●無料法律相談(要予約)

日 7月16日(木)
午後1時～午後4時
所 吉野町役場
問 吉野町役場町民課
☎0746-32-3081

日 8月14日(金)
午後1時～午後4時
所 下市町役場
問 下市町役場住民保険課
☎0747-52-0001

日 9月16日(水)
午後1時～午後4時
所 大淀町役場
問 大淀町役場人権住民課
☎0747-52-5538

●住宅増改築相談

住宅リフォームや増改築の相談をお受けします。お気軽にお問い合わせください。
問 県建築協同組合中吉野支部
☎0747-52-9971

●無料交通事故相談

日 毎月第2火曜日
午前10時～午後3時
所 大淀町役場
問 県安全・安心まちづくり推進課
☎0742-27-8731

●児童相談

日 8月6日(木)
午前10時30分～午後4時
所 吉野町健やか一番館
問 高田こども家庭相談センター
☎0747-22-6079

◆法テラス

身近な法的トラブルについてお気軽にお問い合わせください。解決に役立つ法制度や最適な相談機関を紹介します。

問 法テラス奈良
☎050-3383-5450
問 法テラス南和法律事務所
(下泷やすらぎビル内)
☎050-3383-0025

MY TOWN OYODO

大淀町民憲章 (平成3年11月1日制定)

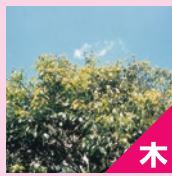
わたくしたちは、吉野の、川と緑の恵みを守り、豊かな文化と活力ある南和の中核都市をめざし、この憲章を制定します。

- 1. わたくしたちは、緑と水と心のきれいな町をつくります。
- 1. わたくしたちは、互いに人権を尊び、共に生きるあたたかい町をつくります。
- 1. わたくしたちは、すぐれた郷土を愛し、文化と教養の香りたかい町をつくります。
- 1. わたくしたちは、スポーツに親しみ、健康で仕事に励む活気ある町をつくります。
- 1. わたくしたちは、老人を敬い、子どもの夢を育て、生きがいのある町をつくります。



花

梨花



木

アラカシ

人のうごき

令和2年5月31日現在

- 人口 17,282人 (-21)
- 男 8,276人 (-12)
- 女 9,006人 (-9)
- 世帯数 7,406 (-2)
- ()内は前月との比較

ほっぴい あまいる



よしだりお 吉田 莉麻ちゃん (平成31年1月27日生まれ)

両親からのコメント
これからもニコニコりあで
元気に活発に育ってね!

(北野)

😊 このコーナーの「すまいる」の写真を
お待ちしております。申し込みは、町
役場企画政策課まで。

広 告

広 告

広 告

広告とは、町の新たな財源の創出を図るために掲載しています。みなさまのご理解とご協力をお願いします。